役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

（目的及び意義）

第１条　この規則は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款第 20 条第３項及び第 34 条第３項の規定により、役員及び評議員の報酬並びに費用について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員　理事及び監事をいう。

(2) 常勤の理事　理事のうち、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員　役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 費用　職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　法人は、常勤の理事の職務執行及び監事の監査の対価として報酬を支給することができる。なお、非常勤役員及び評議員には、報酬（監事の監査の対価としての報酬を除く。）は支給しない。

２　役員及び評議員（以下「役員等」という。）には、賞与及び退職手当を支給しない。

（定例報酬の額の決定）

第４条　常勤の理事に支払う報酬は、１人当たり年間 500 万円以内とする。

２　監事に支払う報酬は、１人１時間 7,000 円以内とする。

（定例報酬の支給）

第５条　前条に規定する報酬の支給日及び支給方法、報酬から控除する額等については、給与規程の例による。

（費用）

第６条　法人は、役員等からその職務の遂行に当たって負担した費用について請求があったときは、遅滞なく支払うものとする。前払いを要するものについて請求があったときも、同様とする。

２　役員等が、法人の依頼に応じてその業務のために旅行する場合の費用の弁償は、県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和 33 年長野県規則第 60 号）の例による。ただし、日当は支給しない。

３　常勤の理事には、通勤に要する交通費を支給し、その計算方法は給与規程の例による。

（補則）
第７条　この規則の実施について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）
第８条　この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

附　則
この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
この規則は、平成 29 年３月 10 日から施行する。

附　則
この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和７年４月１日から施行する。